〇上越市水道水源保護条例
平成6年3月25日
条例第23号

（目的）
第1条　この条例は、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第2条第1項の規定に基づき、本市の水道に係る水質の汚濁を防止し、清浄な水を確保するため、その水源を保護し、もって住民の生命及び健康を守ることを目的とする。

（定義）
第2条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
(1)　水源　法第3条第8項に規定する取水施設及び貯水施設に係る周辺の地域で、水道の原水の取入れに係る区域をいう。
(2)　水源保護地域　本市の水道に係る水源及びその上流地域で、水質を保全することが必要な区域をいう。

(3)　対象事業　次に掲げる事業をいう。
ア　ゴルフ場
イ　産業廃棄物処理業
ウ　土砂採取業
エ　砂利採取業
オ　その他水質汚濁を招くおそれのある事業
(4)　規制対象事業場　対象事業を行う工場その他の事業場であって、水源保護地域に係る水質を汚濁し、又は汚濁するおそれのあるものとして第7条第3項の規定により認定されたものをいう。

（本市の責務）
第3条　本市は、水源の保護に係る総合的な施策を実施しなければならない。

（管理者の責務）
第4条　水道事業管理者（以下「管理者」という。）は、水源の水質の保全に努めなければならない。

（住民等の責務）
第5条　何人も、本市が実施する水源の保護に係る施策に協力しなければならない。

（水源保護地域の指定等）
第6条　管理者は、水源の水質を保全するため、水源保護地域を指定することができる。
2　管理者は、前項の規定により水源保護地域を指定しようとするときは、あらかじめ上越市水道水源保護審議会の意見を聴かなければならない。
3　管理者は、第1項の規定により水源保護地域の指定をしたときは、その旨を直ちに公示するものとする。
4　前2項の規定は、管理者が水源保護地域を変更し、又は解除しようとする場合について準用する。

（事前の協議及び措置等）
第7条　水源保護地域のうち、本市の区域内において、対象事業を行おうとする者（以下「事業者」という。）は、あらかじめ管理者に協議するとともに、関係地域の住民に対し、当該対象事業の計画及び内容を周知するため、説明会の開催その他の措置を採らなければならない。
2　管理者は、事業者が前項の規定による協議をせず、又は同項の措置を採らず、若しくは採る見込みがないと認めるときは、当該事業者に対し、期限を定めて当該協議をし、又は当該措置を採るよう勧告するものとする。
3　管理者は、第1項の規定による協議の申出があったときは、上越市水道水源保護審議会の意見を聴き、当該協議に係る対象事業を行おうとする工場その他の事業場が規制対象事業場か否かの認定を行わなければならない。
4　管理者は、前項の規定により規制対象事業場か否かの認定を行ったときは、事業者に対し、その結果を速やかに通知しなければならない。

（規制対象事業場の設置の禁止）
第8条　事業者は、前条第3項の規定により規制対象事業場と認定されたときは、当該規制対象事業場を設置してはならない。

（協議事項の変更）
第9条　第7条第1項の規定による協議をした者は、その協議に係る事項を変更しようとするときは、その旨を管理者に届け出るとともに、同項に規定する説明会の開催その他の措置を採らなければならない。

2　第7条第2項から第4項までの規定は、前項の規定による届出及び措置について準用する。

（一時停止命令）
第10条　管理者は、事業者が第7条第2項（前条第2項において準用する場合を含む。）の規定による勧告に従わないときは、当該事業者に対し、対象事業の実施の一時停止を命ずることができる。

（公表）
第11条　管理者は、事業者に対し前条の規定により一時停止を命じたときは、その旨及びその命令内容を公表することができる。

（措置要請）
第12条　管理者は、水源保護地域のうち、本市の区域外において、対象事業を行おうとする者があるときは、関係地方公共団体に対し、適当な措置を採ることを要請するものとする。

（審議会の設置）
第13条　水源の保護を図り、水道事業を円滑に推進するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、上越市水道水源保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。
2　審議会は、本市の水道に係る水源の保護に関する重要な事項について、調査審議する。

（組織）
第14条　審議会は、委員20人以内をもって組織する。
2　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
　(1)　識見を有する者
　(2)　関係行政機関の職員
　(3)　公募に応じた市民
　(4)　その他市長が必要と認める者

（委員の任期）
第15条　委員の任期は、2年とする。ただし、補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。
2　委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）
第16条　審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。
2　　会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
3　　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議等）
第17条　審議会の会議は、必要に応じて、又は委員の半数以上の者の請求があったときに会長が招集し、会長が議長となる。
2　　審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
3　　審議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
4　　第13条から前項までに定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

（委員の報酬及び費用弁償）
第18条　委員の報酬及び費用弁償の額は、上越市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和46年上越市条例第76号）に定めるところによる。

（庶務）
第19条　審議会の庶務は、ガス水道局において処理する。

（委任）
第20条　この条例に定めるもののほか必要な事項は、管理者が定める。

（罰則）
第21条　次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
　(1)　第8条の規定に違反した者
　(2)　第10条の規定による命令に違反した者

（両罰規定）

第22条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。

附則
この条例は、平成6年5月1日から施行する。

附則(平成14年条例第35号)
この条例は、公布の日から施行する。

附則(平成16年条例第19号)
この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附則(平成16年条例第28号)
この条例は、公布の日から施行する。

附則(平成16年条例第216号)
この条例は、平成17年1月1日から施行する。

附則(平成17年条例第85号)
(施行期日)
1　　この条例は、公布の日から施行する。

(委員の任期の特例)
2　　この条例の施行の日以後最初に委嘱する委員の任期は、第16条第1項本文の規定にかかわらず、委嘱の日から平成18年12月31日までとする。

附則(平成21年条例第12号)抄
(施行期日)
1　この条例は、公布の日から施行する。

附則(平成24年条例第42号)抄
(施行期日)
1　　この条例は、平成25年4月1日から施行する。